

令和8年度施設入所審査基準表 児童名

① 区分 (1)～(10)のいずれか		父の状況		母の状況	
		基本点	加算点数	基本点	加算点数
(1) 就労	月160h以上	24		24	
	月140h～160h未満	23		23	
	月120h～140h未満	21		21	
	月100h～120h未満	19		19	
	月80h～100h未満	17		17	
	月48h～80h未満	15		15	
	内職	15		15	
(2)求職中・起業準備		10	開業届あり 5	10	開業届あり 5
(3)出産予定				24	
(4)疾病		10	入院 17 常時病臥 13 上記以外 10	10	入院 17 常時病臥 13 上記以外 10
(5) 障害	身体障害	10	1・2級 13 3級 10 上記以外 6	10	1・2級 13 3級 10 上記以外 6
		10	1級 13 2級 10 3級 6	10	1級 13 2級 10 3級 6
		10	Aマル・A・B 13 C 10	10	Aマル・A・B 13 C 10
	精神障害	10	常時病臥の親族を看護 10 通所・通院の付き添い週5日以上 10 同週4日 8 上記以外 4	10	常時病臥の親族を看護 10 通所・通院の付き添い週5日以上 10 同週4日 8 上記以外 4
		10	要介護3～5 10 要介護2 8 要介護1 5	10	要介護3～5 10 要介護2 8 要介護1 5
		10		10	
	知的障害	10		10	
(6)看護		5		5	
(7)介護		5		5	
選3日以上介護保険サービス利用あり		9		9	
(8)就学		24		24	
(9)災害復旧		40		40	
(10)市長が定めるとき		40		40	

※就労とは、月48時間以上の勤務で、金銭が発生しているものに限る。
※就労予定の者は「就労」として採点する。

同一点数世帯の優先順位	
1	災害復旧
2	父子・母子世帯
3	新規申請＞転園申請
4	同世帯に障害者がいる世帯（要手帳の写し）
5	きょうだいが保育施設利用中
6	きょうだいが同施設を利用中（1～3号認定のみ）
7	未就学児の人数が多い世帯
8	未就学児を含み きょうだいの人数が多い世帯
9	入所審査基準表「①区分」の点が高い世帯
10	直近の市民税所得割額の低い世帯（保育料判定基準で判定）
11	上記同額の場合、世帯収入の低い世帯

※優先順位は「育児休業延長の許可に関する申出」があった場合でも適用します。

月申請から							
採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

月申請から							
採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

②申請児童の保育の状況（①～②のいずれか）	
(1) 施設	保育所（園）・認定こども園（2・3号）・地域型施設を利用中 0 認定こども園（1号）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中 3
(2) 施設以外	保護者が保育（同伴就労含む） 3 祖父母・その他親族が保育 1 知人が保育 1

③申請児童の状況（①～②のいずれか）	
(1) 転園	きょうだいの地域型卒園に伴う 3 上記以外 0
(2) 入所希望（継続を含む）	3

④申請児童と同居している きょうだいの状況（A・B合計）	
A 障害児（要手帳の写し）	1
B 未就学児	保育施設（※2）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中 1

※1 児童の人数を倍にせず項目ごとに加算。
※2 入所希望園と入所している園が同一でない場合を含む。

⑤その他加算（各項目合算）	
産前産後休暇中・育児休業中（明け）	
父方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
父方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
母方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
母方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
多胎児同時新規申請（きょうだい同時新規とは重複せず）	
きょうだい同時新規申請 ※2	
児童福祉法第26条第1項第5号通知による保護	
生活保護等受給世帯・里親	
離婚前提別居中・単身赴任	
新規・転園（きょうだい同一園希望）	
転園（上記以外）	
地域型施設に入所していた児童の卒園による申請	
連携施設	
連携施設以外	
保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定	
DV	
障害児（申請児童、要手帳の写し）	
新規申請	
転園	
きょうだい同一園希望	
上記以外	
その他市長が定めるとき	

※1 該当箇所はすべて選択する。
※2 きょうだい同時新規申請には、地域型卒園による申請の場合は含まれない。
※3 その他市長が加点を必要と認めた場合の点。

⑥その他減点（各項目合算）	
育児休業延長の許可に関する申出	
保育料又は給食費滞納者	
市外在住者（転入に関する誓約書等提出者及び⑤保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定加算対象者を除く）	
勤務地が保護者の一方又は両方が市内である	
勤務地が保護者両方とも市外（求職中、就労先未定場合を含む）	
入所決定後に辞退したことがある（令和8年度内の辞退に限る、理由を問わない）	

※1 転入予定の場合、「転入に関する誓約書」のほか、熊谷市内の住居の賃貸借契約書、売買契約書等、転入の日付が明確にわかるものの写しの提出が必要。土地の売買契約書のみ場合は、転入予定とは認めない。
※2 既に熊谷市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定である場合は、熊谷市内の住居の世帯主による「同居予定申立書」が必要。